

伝染性紅斑の警報発令について

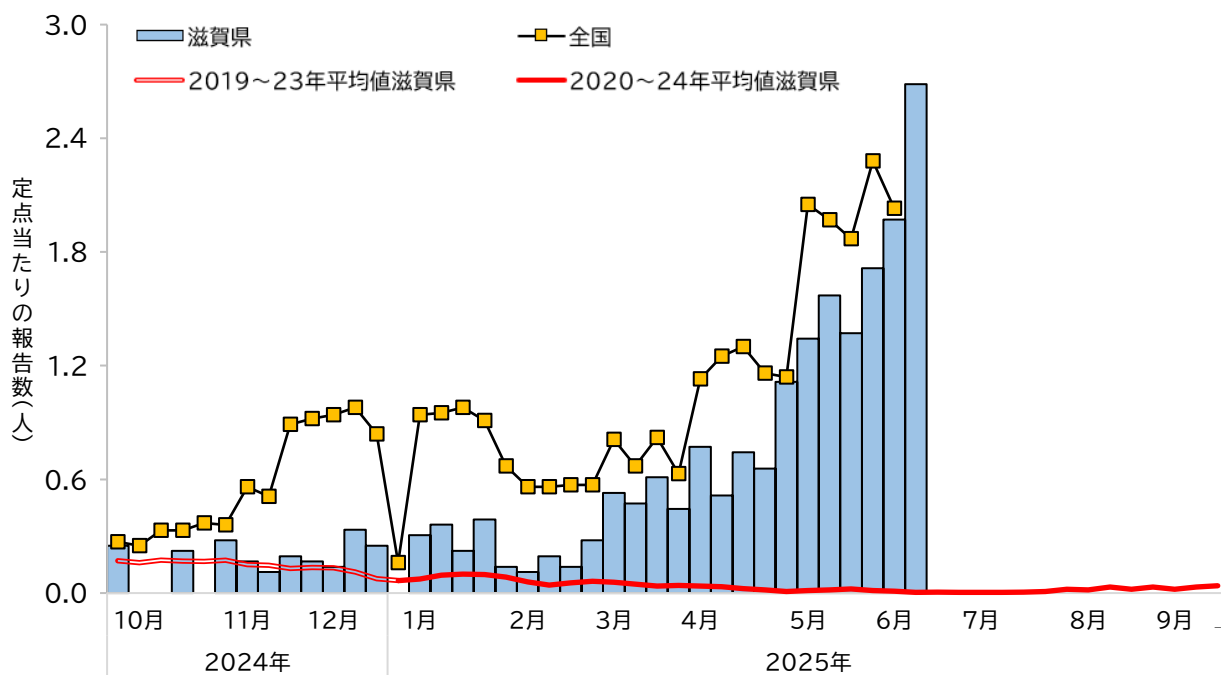
滋賀県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施している感染症発生動向調査において、令和7年(2025年)第25週(6月16日～6月22日)の伝染性紅斑の定点当たりの患者報告数(定点数：35 医療機関)が、警報の発令基準値を超えましたので、感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領に基づき、本日、県内全域に伝染性紅斑の警報を発令しますのでお知らせします。

1. 発令年月日および地域 令和7年6月26日(木) 県内全域
2. 発令基準 警報開始基準値である定点あたり報告数が2を超えた場合
3. 解除基準 警報収束基準値である定点あたり報告数が1を下回った場合
4. 前回の発令 令和元年7月4日(第26週)
5. 県民の皆様へ
 - (1) 基本的には軽い症状のため、経過観察を含め症状に応じた治療となります。
 - (2) 発疹が出現する7～10日前に微熱やかぜのような症状がみられ、この時期にウイルスを多く排出し、発しんが出ている時期にはほとんど感染力がありません。かぜ症状のある人はこまめな手洗いや、せきやくしゃみをする時には口と鼻をハンカチ等でおおうなどの「咳エチケット」を心がけてください。
 - (3) 過去に感染したことのない女性が妊娠中に感染した場合、胎児の異常(胎児水腫)や流産が生じる可能性があります。妊娠中または妊娠の可能性のある方は、伝染性紅斑の方やかぜの症状がある人との接触をできる限り避け、手洗いやマスクの着用などの基本的な感染対策を行ってください。
 - (4) 症状に応じた医療機関の受診に御協力ください。また、受診の際は、事前に電話等で受診方法を確認してください。

伝染性紅斑の週別定点当たり患者数

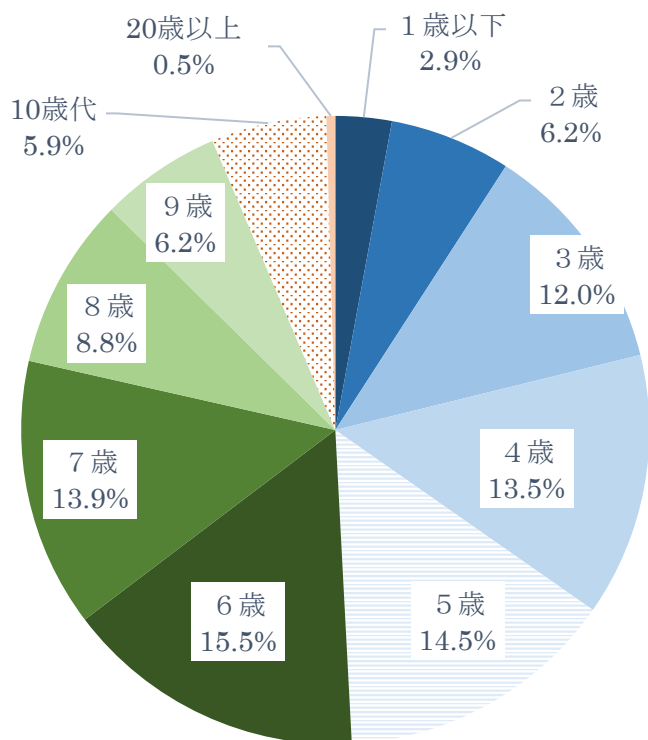
保健所	2025 年				
	第 21 週	第 22 週	第 23 週	第 24 週	第 25 週
大津市	0.88	0.13	1.50	0.88	1.38
草津	2.25	1.50	2.50	2.75	3.75
甲賀	2.25	2.50	1.75	2.50	3.75
東近江	1.60	1.50	1.20	2.40	2.80
彦根	1.25	1.50	2.25	2.25	4.00
長浜	2.00	2.75	1.50	2.25	2.00
高島	0	0	0	0	0
滋賀県	1.57	1.37	1.71	1.97	2.69
全国	1.97	1.87	2.28	2.03	—

伝染性紅斑の発生動向（2025 年の滋賀県（第 25 週現在）、全国（第 24 週現在）および滋賀県の過去 5 年平均）

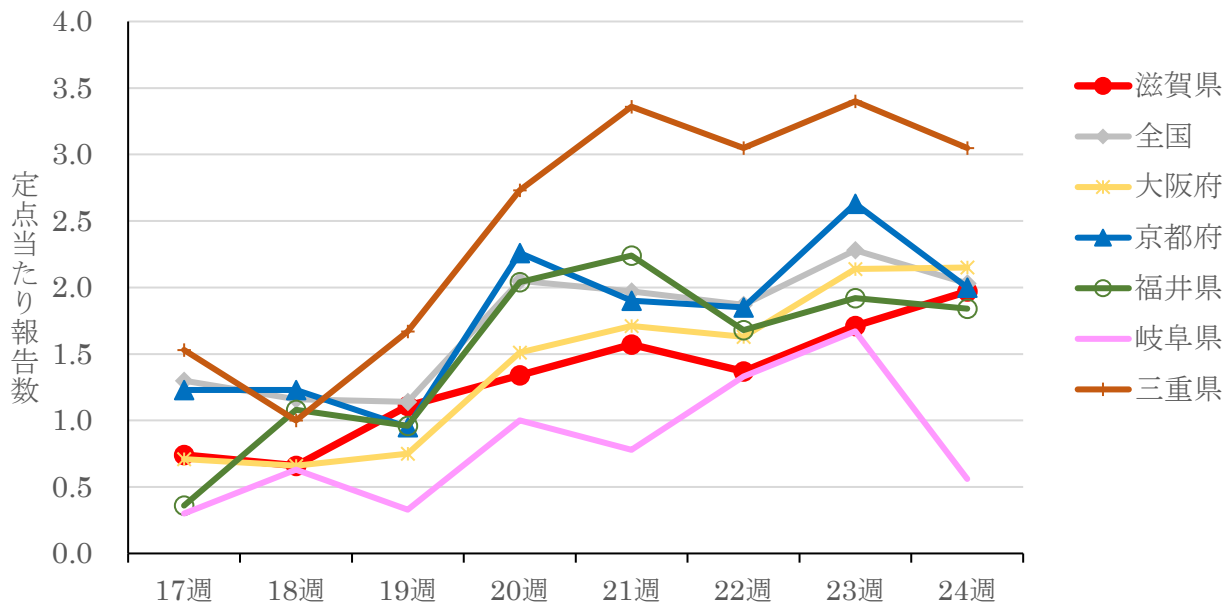


（出典：滋賀県感染症情報センター 感染症週報第 25 週）

伝染性紅斑患者の年齢分布（2025 年第 25 週現在、滋賀県、報告数 657 人）



(参考) 近隣府県別伝染性紅斑の発生動向 (2025 年第 17 週～2025 年第 24 週)



参考情報

Q1 伝染性紅斑とはどのような病気ですか？

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルス B19 (human parvovirus B19) による感染症です。頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にみられる流行性の発しん性の病気です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ病」と呼ばれることもあります。

Q2 主な症状は？

約 10～20 日の潜伏期間の後、微熱やかぜ症状などがみられ、その後、両頬に蝶の羽のような境界鮮明な赤い発しん（紅斑）が現れます。続いて、体や手・足に網目状やレース状の発しんが広がりますが、これらの発しんは 1 週間程度で消失します。中には長引いたり、一度消えた発しんが短期間のうちに再び出現したりすることがあります。成人では関節痛を伴う関節炎や頭痛などの症状が出ることもありますが、ほとんどは合併症を起こすことなく自然に回復します。

多くの場合、頬に発しんが出現する 7～10 日程度前に、微熱やかぜ症状がみられ、この時期にウイルスの排出が最も多くなりますが、発しんが現れたときにはウイルスの排出はほとんどなく、感染力もほぼ消失しています。

Q3 流行状況は？

感染症発生動向調査によると、年によって多少の違いはあるものの、毎年 1 月から 7 月上旬にかけて症例数が増え、9 月ごろに最も少なくなる季節的な流行を示すことが多いです。患者さんの年齢分布では、5～9 歳の子どもでの発生が最も多く、それに次いで 0～4 歳の子どもたちが多いとされています。

Q4 どのようにして感染しますか？

感染した人の咳のしぶき（飛まつ）を吸い込むことによる感染（飛まつ感染）や、感染者と接触したりすることによる感染（接触感染）が知られています。

Q5 感染対策については？

発しんが出ている時期にはほとんど感染力はありませんが、発疹が出現する7～10日前に微熱やかぜ症状がみられ、この時期にウイルスの排出が最も多くなります。そのため、かぜ症状のある人はこまめな手洗いや、せきやくしゃみをする時には口と鼻をハンカチ等でおおうなどの「咳エチケット」を心がけることが大切です。

過去に感染したことのない女性が妊娠中に感染した場合、まれに胎児の異常（胎児水腫）や流産が生じる可能性があります。妊娠中または妊娠の可能性のある方は、伝染性紅斑の方やかぜの症状がある人との接触をできるだけ避けるよう注意してください。

Q6 治療方法は？

基本的には軽い症状の病気のため、経過観察を含め、症状に応じた治療となります。

Q7 これまでの伝染性紅斑の警報の発令は？

前回は令和元年(2019年)7月4日(第26週)に発令しています。それ以前は平成27年(2015年)4月23日(第16週)に発令しています。

Q8 定点あたり報告数とは？

人口および医療機関の分布等を勘案して滋賀県が定めた患者定点（医療機関）で患者を診断した場合に、週単位で保健所へ報告される感染症を定点把握疾患と言い、報告された患者数を患者定点の数で除した値を「定点あたり報告数」と言います。

Q9 伝染性紅斑の警報の発令基準は？

滋賀県の定点当たりの患者数が警報開始「基準値」に達した時に発令します。

これまでは、警報発令基準値を上回った保健所圏域毎の定点当たりの患者数を基に判断していましたが、令和7年度からは急性呼吸器感染症（ARI）定点が開始されることに伴い、全県の値にて判断しております。

参考）県全体の定点当たりの患者数

警報開始基準値：2

終息基準値：1